

調査票情報の提供に関する事務処理要綱

1 目的

この要綱（以下「本要綱」という。）は、知事が石川県統計調査条例（平成 21 年石川県条例第 15 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、県統計調査に係る調査票情報を提供するに当たっての事務処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) 公的機関

本要綱において「公的機関」とは、石川県統計調査条例施行規則（平成 21 年石川県規則第 8 号。以下「規則」という。）第 7 条第 1 号に規定される「公的機関」をいう。すなわち、次のア～オの組織又は法人をいう。

ア 国の行政機関、他の地方公共団体

イ 独立行政法人等（統計法第 2 条第 2 項関係）

（ア）独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）

（イ）統計法施行令第 1 条により公的統計の作成主体となるべき法人

- | | |
|-------------------|------------------|
| ・ 沖縄科学技術大学院大学学園 | ・ 沖縄振興開発金融公庫 |
| ・ 外国人技能実習機構 | ・ (株) 国際協力銀行 |
| ・ (株) 日本政策金融公庫 | ・ (株) 日本貿易保険 |
| ・ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 | ・ 国立大学法人 |
| ・ 大学共同利用機関法人 | ・ 日本銀行 |
| ・ 日本司法支援センター | ・ 日本私立学校振興・共済事業団 |
| ・ 日本中央競馬会 | ・ 日本年金機構 |
| ・ 農水産業協同組合貯金保険機構 | ・ 放送大学学園 |
| ・ 預金保険機構 | |

ウ 統計法施行規則第 10 条により、行政機関の長又は届出独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受けることができる者（統計法第 33 条第 1 号関係）

- | | |
|------------|------------|
| ・ 会計検査院 | ・ 地方独立行政法人 |
| ・ 地方住宅供給公社 | ・ 地方道路公社 |
| ・ 土地開発公社 | |

エ 県が出資その他財産支出等を行う法人であって、次に掲げるもの（ウに掲げる者を除く。）

（ア）地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号（以下「政令」という。）

第百五十二条第一項第一号及び第二号に掲げる法人

（イ）政令第百五十二条第四項第一号に掲げる法人

オ その他、知事が適当と認める者

- ・ 市町等の所管する法人で、上記と同じ性格を有する団体など

(2) 調査票情報

本要綱において「調査票情報」とは、県統計調査によって集められた情報のうち、文書、

図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

(3) ドキュメント

本要綱において「ドキュメント」とは、電子化又は磁気化されたもので、調査票情報がどのような構造かを示すもの（「データレイアウトフォーム」や「符号表」など）、調査票情報から公表された統計表を作成するために必要な情報（調査票情報に対するウエイトの付与など）などの資料をいう。

(4) プレプリント

本要綱において「プレプリント」とは、調査票情報の内容の一部（法人の名称など）を用いて、記入者負担軽減の観点からあらかじめ配布前の調査票等に情報を印刷することをいう。

3 対象とする統計調査及び調査票情報等

(1) 対象とする統計調査

県統計調査で、平成21年4月1日以降に実施し、原則として結果が公表済みの調査とする。

(2) 調査票情報等

提供する調査票情報等は、調査票の内容を転写した電磁的記録及びこれに付帯するドキュメントとする。

4 事務処理の体制

調査票情報の利用を希望する者（以下「申出者」という。）からの事前相談、申出に必要な書類（以下「申出書類」という。）の受付及び審査等の対応を行う窓口は、総務部デジタル推進監室県庁デジタル推進課統計情報室（以下「統計情報室」という。）とする。

5 他の公的機関等に調査票情報を提供する場合

(1) 条例第9条第1号に該当（規則第6条関係）

申出者：公的機関

提供要件：ア 統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合
イ 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(2) 条例第9条第2号に該当（規則第7条関係）

申出者：公的機関以外

提供要件：公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する次のア～ウのいずれかを行う場合

ア 公的機関が委託し、又は公的機関以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等

イ その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等

ウ 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

6 提供申出の手続

提供申出の手続は、以下の事務手順とする。

(1) 事前相談
(2) 申出書類の提出
(3) 申出書類の審査等（書類審査、審査結果の通知等）
(4) 調査票情報等の提供（調査票情報等の受け渡し等）
(5) 利用期間終了後の措置（転写書類の消去等、成果の報告）

(1) 事前相談

条例第9条に基づき、調査票情報の提供に関しての連絡・相談等があった場合、申出書類の審査等の手続の効率化、早期化を図るため、条例第9条の趣旨、利用の制限（守秘義務、利用期間、提供可能な情報）、審査基準等について説明を行う。

(2) 申出書類の提出

調査票情報の提供の申出は、申出者が、原則として利用開始希望日の1か月前までに、知事あての申出書（様式第1号）をもって行うものとする。

	条例第9条第1号	条例第9条第2号
	公的機関	公的機関以外
申出者	<ul style="list-style-type: none"> 公的機関の長 	<ul style="list-style-type: none"> 法人その他の団体の代表者又は個人（提供要件ア～ウのいずれかに該当する統計の作成等を行う者）
提供要件	<ul style="list-style-type: none"> 統計の作成等を行う場合 統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合 	公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する次のア～ウのいずれかに該当し、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられている場合 ア 公的機関が委託し、又は公的機関以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等 イ その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等 ウ 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

提出書類	<input type="radio"/> 申出書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 集計様式、出力様式等 <input checked="" type="checkbox"/> 誓約書（様式第2号） <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約関係書類又は代替文書（様式第3号）	<input type="radio"/> 申出書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 集計様式、出力様式等 <input type="radio"/> 誓約書（様式第2号） <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約関係書類又は代替文書（様式第3号） <input type="radio"/> 規則第7条第1号から第3号までのいずれかに該当することを証明する書類 <input type="radio"/> 個人の場合は、当該個人の生年月日及び住所などに関する公的な証明書の写し
------	--	---

○必須

□利用目的等に応じて提出

▲利用者に公的機関の役職員以外の者が含まれる場合（必須）

■調査票情報の集計処理等を外部委託する場合（必須）

(3) 申出書類の審査等

申出に対して承諾の適否を判断する基本的基準は、申出が条例第9条に該当し、かつ、調査票情報の利用に際して、調査対象等の秘密保護に欠けることがなく、条例第10条（調査票情報の提供を受けた者による適正な管理）及び第11条（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）が確実に遵守されると認められる場合とする。

ア 審査に要する期間

審査に要する期間は、原則として申出書類を受理してから14日以内とする。

イ 申出書類の審査

申出書類の審査は、別添「審査基準」に基づき行う。

ウ 申出書類の記載事項に変更が生じた場合の取扱い

申出書類の記載事項に変更が生じた場合には、変更後の申出全体について改めて申出を行うこととする。ただし、利用者の組織名・役職名の変更等の形式的な変更及び人事異動に伴う担当者の変更については、当該変更が生じる旨の連絡を行うことにより、改めて申出を行う必要はない。

エ 審査結果の通知

審査の結果、申出を承諾した場合は、申出者に対し、承諾する旨を通知（様式第4号）する。

承諾しない場合は、承諾しない旨を通知（様式第5号）する。なお、通知には承諾しない理由を記載する。

(4) 調査票情報等の提供

承諾した場合は、次のとおり調査票情報等を提供する。

ア 調査票情報の転写

申出書の記載内容に基づき、元の調査票情報から必要な項目を抽出し、暗号化の設定等による他者への漏えい防止を講じた上で、未使用の電磁的記録媒体へ収録する。紙媒体の調査票は提供しない。

※収録する電磁的記録媒体は申出者負担とする。

イ 調査票情報等の受け渡し

調査票情報等の必要な情報の受け渡しは、手交、郵送（配達状況が確認できるもの）又は電子情報処理組織の使用によるものとし、電子情報処理組織の使用による場合は、パスワードの設定等セキュリティ対策を講ずるものとする。

(5) 利用期間終了後の措置

ア 転写書類等の消去等の処置

利用期間終了後、集計等に用いた調査票情報、調査票情報の利用に必要なドキュメント及びその中間データ等のすべてを速やかに廃棄するとともに、これらの利用後の処置について、様式第4号別紙1により知事あてに報告すること。

イ 成果の報告

利用期間終了後、その利用の成果について、様式第4号別紙2により知事あてに報告すること。

なお、必要に応じて資料等を添付すること。

7 結果の公表方法及び公表時期

結果の公表方法及び公表時期が妥当であり、個々の調査対象等に関する事項が特定、類推されることがないように、秘匿措置を講ずるものとする。

公表に当たっては、必要に応じ、石川県の統計調査の調査票情報を利用した旨（出典）を明記することとし、閲覧又は転写した結果をそのまま公表することは認めない。

また、結果を公表しない場合は、その理由が妥当なものであること。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。